

社員選出及び資格保持に関する細則

- 第1条 社員は、社員候補者を推薦することができる。候補者の資格は、以下の資格をすべて備えた者とする。
- 1) 年齢は推薦のある年の9月30日時点で65歳未満の者。
 - 2) 原則として会員歴連続5年以上の一般会員。
 - 3) 会費を完納している者。
- 第2条 社員候補者の推薦に際しては定時社員総会が開催される日の3ヵ月前までに、次の書類を理事長に提出するものとする。
- 1) 社員2名以上の推薦状。
 - 2) 履歴書（最終学歴、主な職歴及び専攻研究テーマなど）。
 - 3) 業績目録。
- 第3条 理事長は推薦された社員候補者について、理事会の議を経て定時社員総会の承認を得た後、社員に任命する。理事会は候補者の履歴及び業績に加え専門分野及び地域などを考慮して、理事会としての推薦を審議決定する。
- 第4条 社員は学会運営に積極的に参加する義務がある。次の場合、社員としての適格性について理事会及び社員総会に諮った上で社員の資格を喪失することがある。
- 1) 相当の理由なく定時社員総会に連続して3年出席しないとき。
 - 2) 相当の理由なく会誌の査読依頼に対して頻繁に非協力的な対応をとったとき。
 - 3) その他、社員として適格でないと判断されたとき。

功労会員に関する細則

- 第1条 定款第6条(3)に規定する功労会員は、原則として以下の2つの資格を備えた者とする。
- 1) 社員として5年以上本会の発展に寄与した者。
 - 2) 推薦のある年の9月30日時点で65歳以上の者。
- 第2条 功労会員候補者は総務委員会が推薦する。
- 第3条 理事会は前条の規定により推薦された候補者について審議し、候補者の意向を確認した上で、社員総会に推薦する。社員総会は、審議の上、功労会員を決定する。
- 第4条 功労会員は会費を納付することを要しない。ただし、学術総会の参加費は一般会員と同様とする。

第5条 功労会員は、研究業績を学術総会及び会誌に発表することができる。

第6条 功労会員は、社員総会に出席し、助言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

名誉会員に関する細則

第1条 定款第6条(4)に規定する名誉会員は、推薦のある年の9月30日時点で年齢65歳以上の者で、臨床薬理学関連領域において顕著なる業績をあげ、原則として以下の資格のうちどちらかを備えた者とする。

- 1) 理事又は監事として通算3期6年以上学会の運営に貢献したこと。
- 2) 学術総会長(2011年度までは年会長)の経験を有すること。

第2条 名誉会員候補者を推薦しようとする者は、次の書類を定時社員総会開催の3ヵ月前までに理事長に提出しなければならない。

- 1) 社員3名による理事長あての推薦状。
- 2) 推薦者による、候補者の研究紹介及び学会に関する活動の概要(千字以内)。

第3条 理事会は前条の規定により推薦された候補者について審議し、社員総会の議を経て、名誉会員の推薦を決定する。

第4条 名誉会員は会費を納付することを要しない。さらに学術総会参加費は無料とする。

第5条 名誉会員は会誌の配布を受け、研究業績を学術総会及び会誌に発表することができる。

第6条 名誉会員は、社員総会に出席し、助言をすることができる。ただし、議決に加わることはできない。

理事及び監事の選出細則

本細則は、定款第25条の規定による社員総会で選任する理事及び監事の候補者を選任するための規定であり、この細則に基づき選任された理事及び監事の候補者を社員総会において選任する議案が承認可決されることで、当該候補者が理事及び監事となるものである。

第1条 理事の候補者は、次の要件をすべて満たした者とする。

- 1) 社員より選挙で選出された者、又は推薦委員会が社員の中から推薦し、理事会が承認した者。
- 2) 選挙のある年の9月30日時点で65歳未満の者。

第2条 監事の候補者は推薦委員会で推薦され、理事会で承認された者とする。

第3条 選挙によって選出する理事の候補者の定数は、次のとおりとする。

- 1) 全社員の投票により選出される者 8 名以内。
- 2) 地方会支部運営規則第 4 条に規定される 6 支部に属する社員の投票により選出される者 6 名以内。

第4条 候補者の選挙の投票は無記名とし、第 3 条 1) にあつては 8 名以内、2) にあつては 2 名以内を連記する。

2. 立候補者数が公示された定数内の場合は、立候補者ごとに信任投票を行い有効投票数の過半数の得票をもって信任とみなす。

第5条 候補者の選挙の開票は、選挙管理委員会が行う。

第6条 つぎの投票は、選挙管理委員会において無効とする。

- 1) 規定の投票方法を使用しなかったもの。
- 2) 被選挙人以外の者の氏名を記載した場合は、その者については無効とする。
- 3) 記載された氏名を確認することができない場合は、その者については無効とする。
- 4) 定数を超えて連記したもの。

第7条 選挙管理委員会は、得票数の多かった者から、順次、定数の順位にある者までを候補者の当選者として決定し、かつ、次点者以下の順位を決定する。

2. 得票数が同数の者のうち、ある者だけを当選者としなければならないとき、または次点者に得票数が同数の者があるときは、1) 本学会会員歴の長い者を上位とする。2) 入会日が同一の場合は社員歴の長い者を上位とする。3) 会員歴、社員歴が同一の場合は、低年齢者を上位とする。
3. 同一人が第 3 条 1) 及び 2) のそれぞれに当選したときは、1) の当選者とみなし、2) は次点者を当選者とする。

第8条 選挙管理委員会は、候補者の当選者及び次点者に対して、その旨を通知する。

2. 選挙管理委員会は、候補者の選挙の結果を、ホームページに掲載する。

第9条 理事に欠員が生じたときは、理事会の議を経て、欠員となった理事の前回の選挙の次点者から順次、これを候補者として補充することができる。

第10条 監事に欠員が生じたときは、理事会で議を経て候補者を補充することができる。

第11条 候補者の選挙に関する業務は選挙管理委員会が行い、選挙に関する疑義については選挙管理委員会の議により決定する。

第12条 選挙管理委員長は、被選挙権を有しない会員の中から理事長がこれを委嘱する。委員長は被選挙権を有しない会員の中から若干名の委員を指名する。

第13条 推薦委員会は、次の通りとする。

- 1) 選挙によって選出された新理事の候補者全員が委員となる。
- 2) 委員長は、理事長が委員の中から選出しこれを委嘱する。

- 3) 定時社員総会の2か月前までに委員会を開催し、社員の中から推薦理事2名及び監事2名を理事会に推薦する。新理事会構成員の専門分野やジェンダーバランス等を考慮し、学会活動の目的達成に貢献できる者を推薦する。

第14条 欠員補充のため任期の半ばにおいて必要と認めるとき、理事長は理事及び監事の候補者の任命を行うことができる。この場合の任期は前任者の残任期間とする。

第15条 理事長は、理事の中から指名により副理事長をおくことができる。副理事長は理事長に事故のあるときは理事長の会務を代行する。

理事長選定細則

本細則は、定款第25条と理事及び監事の選出細則を補足し、理事長選定方法を定めるものである。

第1条 理事は、社員総会で選任され、就任後、新理事会を開催し、理事長を選定する。

第2条 理事長を選定する会議の議長は、理事の中から選任する。

第3条 理事の中から自薦・他薦により理事長候補者を募る。

第4条 次期理事長候補者は任期中における本学会の運営に関する所信を述べ、質問に答えなければならない。

第5条 すべての候補者の所信表明並びに質疑応答が終了した後に、理事による無記名单記投票を行う。候補者が1名の場合でも信任投票を行う。

第6条 監事は投票権を有しない。

第7条 開票立会人は、監事及び事務局長がこれにあたる。

第8条 有効投票数の過半数を得た者を理事長として選定する。白票は有効投票数には加えない。

第9条 有効投票数の過半数を得た者がいない場合あるいは得票数が同票の場合は、上位2名による決選投票を行う。一位同票者が3名以上あるいは二位同票者が複数名の場合は、3名以上で決選投票を行う。

第10条 決選投票において再び同票となった場合は、理事候補者と議長による3回目の投票を行う。

第11条 3回目の投票においても選定に至らなかった場合、改めて次期理事長選定のための会議を招集する。

学術総会長選任細則

本細則は、定款第 39 条を補足し、学術総会長選任方法を定めるものである。

- 第1条 学術総会長候補者の募集に関する事務取扱は総務委員会が担当する。
- 第2条 総務委員会は、学術総会長を選任する理事会開催日の 3 か月以上前までに、学術総会長候補者の公募について社員に公示する。募集に係る書式は総務委員会が作成する。
- 第3条 社員の中から学術総会長立候補者を募る。その際、候補者本人による所信及び計画の概要の提出を求め、併せて社員 2 名による推薦書を必要とする。
- 第4条 立候補者がいない場合、又は理事会において学術総会長候補者として選任される者がいなかった場合は、理事長は、3 名以上の社員から構成される学術総会長候補者ノミネート委員会を立ち上げる。
- 第5条 学術総会長候補者ノミネート委員会は、社員の中から候補者となりうる者を公平かつ広い視点で調査し、候補者本人の意思を確認して第 3 条と同一の書類の提出を求める。
- 第6条 第 3 条及び第 5 条によって挙げられた学術総会長候補者の提出書類は、学術総会長理事会推薦者を選任する理事会開催日の 1 か月以上前までに理事に回覧する。
- 第7条 理事会において、すべての候補者を対象として審議を行い、投票によって 3 年後学術総会長理事会推薦者を決定する。ただし、理事が候補者となる場合、当該者は審議・投票に参加できず、審議・投票中は退室しなければならない。
- 第8条 前条の投票は無記名单記投票とする。候補者が 1 名の場合は協議により投票を省略することができる。
- 第9条 監事は投票権を有しない。
- 第10条 開票立会人は、理事長が指名する候補者以外の理事又は監事、及び事務局長がこれにあたる。
- 第11条 有効投票数の過半数を得た者を学術総会長理事会推薦者として選任する。白票は有効投票数には加えない。
- 第12条 有効投票数が投票者の過半数に満たない場合、当該学術総会長候補者を選出しない。
- 第13条 有効投票数の過半数を得た者がいない場合あるいは得票数が同票の場合は、上位 2 名による決選投票を行う。一位同票者が 3 名以上あるいは二位同票者が複数名の場合は、3 名以上で決選投票を行う。

第14条 決選投票において有効投票数の過半数を得た者がいない場合は、最高得票者を学術総会長として選任する。最高得票者が同票の場合は、会員歴の長い方を優先する。

第15条 社員総会にて学術総会長理事会推薦者が承認されることにより、当該候補者が学術総会長に就任する。

理事会細則

第1条 理事長は必要に応じて理事会を招集する。

- 1) 理事5名以上が目的事項を示して理事会の開催を請求した場合、あるいは社員20名以上が連名をもって理事会における審議を請求した場合、理事長は30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 2) 理事長は理事会の議長となる。

第2条 理事会は理事総数の過半数の出席により成立する。

ただし、定款の変更、その他理事長が重要と判断した事項を審議する場合は理事総数の3分の2以上の出席を要するものとする。

- 1) 理事会の議事は出席理事の過半数により決し、可否同数の場合は議長がこれを決する。
- 2) 理事会の議事報告はホームページに掲載するものとする。

第3条 理事会は理事の中から個別会務の担当理事を定め、会務を分掌する。

第4条 学術総会長、次期学術総会長及び次々期学術総会長は、理事でない場合でも理事会に陪席することができるが、議決に加わることはできない。

会費細則

第1条 本会の会費等については定款第7条に定められたことのほかは、この細則による。

第2条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- ① 社員以外の一般会員 10,000 円
 - ② 社員 12,000 円
- ただし、上記①②のうち学生会員（研究生は含まない）は、5,000 円
- ③ 賛助会員 1口 50,000 円

第3条 年会費は分割して納入することはできない。

第4条 名誉会員及び功労会員は年会費を納めることを要しない。

第5条 既納の年会費は、いかなる理由があっても返還しない。

第6条 この細則は社員総会の議決によって変更することができる。

休会制度細則

第1条 会員は海外留学、海外勤務、病気療養、出産・育児等の事由により、一時的に学会活動ができない場合に所定の手続きを経て休会することができる。

第2条 休会期間は最長で2年間とし、休会期間の更新は認めない。

第3条 休会期間中の会費の納入を免除する。また、休会期間中は会員の在籍期間に通算されない。

第4条 予め申し出た休会期間終了後は復会とみなし、会費の請求が発生する。

会誌細則

第1条 本会は、定款第3条に定める目的達成のため、「会誌」を発行・配信する。

第2条 本細則における「会誌」とは、学会機関誌『臨床薬理』（J-STAGEにて公開）を指す。

第3条 会誌には、次の内容を含むことができる。

- 1) 学術論文、総説、症例報告等の学術情報
- 2) 学会の事業活動に関する報告
- 3) その他、理事会が認めた内容

第4条 『臨床薬理』は、原則として年6回発行し、J-STAGEを通じて電子的に公開する。

2. 紙媒体による会誌の発行は、理事会の決議に基づき行うことができる。

第5条 会員及び名誉会員・功労会員は、会誌を閲覧又は受領することができる。会誌は原則として電子的に配布される。

第6条 本細則に定めのない事項は、理事会の議決により別に定める。

細則改定 付則

- I. この内規は1993年10月1日より施行する。

- II. この内規は 1996 年 10 月 1 日より改正する。
- III. この内規は 1999 年 12 月 4 日より改正する。
- IV. この内規は 2000 年 10 月 1 日より改正する。
- V. この内規は 2006 年 11 月 29 日より改正する。
- VI. この内規は 2008 年 3 月 24 日より改正する。
- VII. この内規は 2008 年 12 月 5 日より改正する。
- VIII. この内規は 2009 年 12 月 5 日より改正する。
- IX. この内規は 2014 年 4 月 18 日より改正する。
- X. この内規は 2014 年 12 月 4 日より改正する。
- XI. この内規は 2015 年 12 月 9 日より改正する。
- XII. この内規は 2017 年 12 月 6 日より改正する。
- XIII. この内規は 2018 年 10 月 27 日より改正する。
- XIV. この内規は 2020 年 12 月 4 日より改正する。
- XV. この内規は 2022 年 5 月 19 日より改正する。
- XVI. この内規は 2024 年 4 月 30 日より改正する。
- XVII. この細則は 2025 年 7 月 16 日より改正する。